

山村振興法について（昭和40年5月11日法律第64号） - 概要

- 山村振興法は、昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定
- その後、昭和50年、60年、平成7年、17年、27年の5度にわたり期限延長。現行法は令和7年3月31日が期限

山村振興法の概要

目 的

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに人口減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与する。

概 要

○山村の定義（第2条）

「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低い等の地域であり、政令で定める要件に該当するもの。

○振興山村の指定（第7条）

主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が、都道府県知事の申請に基づき、国土審議会の意見を聞いて、「振興山村」を指定。

○山村振興の基本理念（第2条の2）

山村の有する多面的機能が発揮され、国民が将来にわたって恵沢を享受できるよう、森林等の保全を図るとともに、産業基盤、生活環境の整備、産業の育成、福祉の向上、地域間交流の促進等による移住・定住促進を図ること等を旨として推進。

○山村振興基本方針（第7条の2）

都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針を定めることができる。

○山村振興計画（第8条、第8条の2～8条の9、第10条）

市町村は、山村振興基本方針に基づき、都道府県と協議の上、山村振興計画を作成することができる。計画には、農林水産業等の振興のための産業振興施策促進事項も記載することができる。計画や促進事項に基づく事業が円滑に実施されるよう国は助成や特例措置の適用、配慮を行う。

